

はじめに——何が問題なのか

近代社会の原則と女性の問題

数年前にいくつかの医科大学で女性の入試得点を一律に減点し、男性が合格しやすくなるようにしたという事件がありました。このように、あからさまに「女性である」ことを理由にした差別が今の社会で平然と行なわれていることは、政治学を研究してきた私にとって大変な衝撃でした。なぜならこのような行為は、私たちの生きる「近代社会」の原則を根本から否定することだったからです。

近代社会は、生まれつき尊いとされる王や天皇が人々の上に立って命令し、人々はそれに従うべきだとされた社会を転覆することで成立しました。それにより、すべての人が生まれつきどのような特徴を持っていても、皆平等で、自分の生き方を自分で自由に決めら

れることを原則とする社会になったのです。これは男性にも女性にも平等に保証されるはずの原則です。日本では一九四五年の敗戦により社会構造が転換し、国家の基本原則を示した日本国憲法第一四条に、性別による差別の禁止がうたわれています。

しかし近代社会の成立当初から、自由と平等という原則が女性にも適用されたわけではありません。近代社会への変化をもたらす一因となった「フランス革命」の際に掲げられた「自由・平等・友愛」という有名なスローガンを見ればそのことがわかります。日本語では「友愛（または博愛）」と訳される語は、フランス語では *fraternité*（英語では *fraternity*）です。これはもともとラテン語の「男兄弟」を意味する *frater* から来た言葉で、それゆえ「男兄弟としてのつながり」を意味する語でした。つまりフランス革命により「自由」で「平等」になる仲間として考えられたのは「男性同士」だったのであり、女性はその中に含まれていなかったのです。

このことに女性はすぐ気がつきます。そして一九世紀になると、まず国家が認める権利を獲得するために運動を展開することになりました。「権利」を持つということは、さまざまな物事に関する個人の決定権を国家が保証するということです。特に重要なのは、国

の政策決定に関わる選挙権、そして自分の持っているものを自由に処分できる財産権などです。男性には認められたこれらの権利を女性が持つことは、国家において男女が同等に生きることを保証されるという意味を持ちました。

一九世紀から二〇世紀にかけて女性の権利は徐々に獲得されていきましたが、権利の獲得だけでは男女の対等性は確保されませんでした。そこで権利上の対等性だけでなく実質的な対等性を求めて起こったのが、一九七〇年代に欧米で盛んになったフェミニズムの運動です。ここで問題とされたのは、権利が同等になっても、「女らしさ」や「女性の役割」など、社会によって作られてきた差別が存在するということでした。フェミニズムはその問題を解決するために、「ジェンダー (gender)」という新しい概念を提示しました。

「ジェンダー」とは、生物として持つて生まれた性別を意味する「セックス (sex)」(「生物学的性差」と訳されます)と対になる言葉で、社会によって作られた性別(「社会的性差」と訳されます)を意味します。つまり、女性にも男性にも乱暴な人や優しい人はいるのに、女性は優しくある「べきだ」と決めつけたり、男性は理系に向いていて女性は文系に向いているとか、生徒会長は男子で副会長は女子だなどと振り分けたりすることが行なわれま

すが、女性たちは、そうしたことは生まれつきの性、つまり「セックス」により決まるのではなく、社会がそのように仕向けているのだ、つまり「ジェンダー」なのだと分析したのです。女性たちは「ジェンダー」という概念によって、「性」を理由としたそうした振り分けは社会が作ったもの、すなわち「ジェンダー」で、生まれつきの性別によるのではない。女性も男性もそれぞれの志向により、「個人」として自由に生きられるようになるべきだと主張したのです。

このように女性たちは、生まれつきの性別により人生を限定されることに異議を申し立てましたが、その時、最も問題となるのは、女性が担うべきだとして社会的に作られてきた家族の中の家事や育児を担当する役割でした。それゆえフェミニズムは、生まれつきの性別である「セックス」の意味を最小限にし、女性も男性もひとりの人間、つまり「個人」として家族から解放され、社会で活躍できるようにすることを要求したのです。

「ジェンダー」概念への疑問

フェミニズムの最盛期に学生だった私も、仕事をするためには男女を同じ人間として扱

うというフェミニズムの主張が当然だろうと考えていました。しかし実際、男性と同じ試験を受けて始めた公務員の仕事では、仕事の分担やお茶くみなど、女性「である」ことによる差別が存在しました。そこから、生物として女性「である」という事実は現に存在し、その事実によって差別が生じる。その差別をなくすために、女性ではなく「人間」となることが有効なのだろうかという疑問を持つようになりました。自分が女性であることは否定できないし、否定する必要もない。そう思うようになったのです。そして、女性の問題を考えるために政治思想史の研究を始めました。

その中で大きな影響を受けたのが、キャロル・ペイトマンの思想です。ペイトマンは、女性がその「セックス」にかかわらず「人間」として生きることをめざすフェミニズムの議論の中では異色で、女性と男性が異なる肉体を持つことから男女の対等性を考えようとしています。つまり「セックス」による区別の存在を前提としているのです。

彼女は、人間の生はその肉体的形態と切り離せないといいます。そして、そもそも女性と男性という生物としての態様そのものは抑圧的ではないと考えます。その上で、性（セックス）を持たない人間は存在しないので、多くのフェミニストがめざすように男女

を「個人」という性を持たない存在として扱うと、必ずその考察は男性の肉体を持つ存在（つまり男性）が基準となってしまうと警告します。それゆえ彼女は、男女間の差別を問題にするならば、男女の肉体的な違いをどのように位置づけるかについて考察する必要がありますと主張するのです。ペイトマンは、さらに近代社会において女性が家族の中で家事や育児を担い、社会と切り離されてしまった抑圧構造を、近代社会を成立させた自由主義の構造そのものの問題として批判しました。

分析概念としての「家父長制」と分析の対象

フェミニズムは、男性による女性への差別構造全般を「家父長制」という概念で批判してきました。「家父長制」とは、男性が権力をもって物事を決定し、それに女性を従わせるという支配の構造を意味します。これにより、男女間においても、国家における王の支配、つまり「王制」と類似の支配形態が存在すると理解することができます。そして、男女の関係においては、近代社会になった後も、近代の革命以前の国家と同じ支配の形が続いていたことを明らかにしました。

しかし「家父長制」という言葉は、もともと大家族だった時代に一族の長老男性である「家父」が家族を支配するという体制を意味していました。ですから、この概念を社会全体の男性の女性に対する支配という意味で使うことは混乱を招くという批判もあったのです。それに対しペイトマンは、「家父長制」という概念は女性に対する男性の支配を分析するために重要であるとして、次のように分類することで概念の整理をしています。

ペイトマンによる「家父長制」の分類

「伝統的家父長制」

最長老の男性が「家父」という「地位」につくことにより支配する＝家父長の支配

「古典的家父長制」

男性が「父である」という「生物的属性」により支配する＝父の支配

「近代的家父長制」

男性が「男性である」という「生物的属性」により支配する＝夫の支配

ここからわかるのは、「家父長制」とは家族における男性による支配を分析する概念ですが、同じく男性による支配でも、根拠が異なる類型があることです。「近代的家父長制」は、王の支配が終わった近代になっても、男性が「男性である」ことを根拠に女性を支配する状況があることを示しています。本書に主として関係するのは、「近代的家父長制」です。それは、まさに男女の違いを基礎とする夫婦という関係において成立し、その違いによって女性に対する抑圧構造が作られてきました。そして近代社会においては、夫婦における家父長制構造が、国家における女性への抑圧構造を作り出すことになったのです。これが、フェミニズムが指摘した家族と社会の分離の問題です。

これまでフェミニズムは、主として女性には否定されてきた社会における活動を希求していたため、家族における夫婦間の「家父長制」についてあまり検討してきませんでした。しかし女性の多くが結婚するならば、夫婦の関係がどのようなものだったかを考察し、それが社会における女性の立場にどのように影響したのかを見ることは重要です。それゆえ本書では、家族における夫婦関係に注目し、歴史的にどのように女性差別の構造、つまり「家父長制」が作られてきたのか、そしてそれがどのように今日まで続いているのかを見

ることにしたいと思います。

また、「家父長制」の成立を検討する際には、特に権力による支配関係に注目します。「権力」とは、ほかの人間に対し自分の言うことを聞くよう強制する力のことです。男性が女性より優位な立場に立って物事を決定し、それを権力により女性に強制する構造がある時、それを「家父長制」とよぶのです。

具体的にはフェミニズムが問題とした次のふたつの点に注目して考察します。第一は、異なる肉体を持った男女の関係が、どのように不平等なものとして作られ、男性による支配が成立したのか。第二は、家族と国家（「私的領域」と「公的領域」とよべます）の分離がどのように成立し、女性が家庭にいるべきだとされたのかです。

ペイトマンは、男女の対等性を求めるためには「人類のふたつの肉体と、女性と男性という個人のあり方を完全に統合できるような国家はいかに作れるのか」を考える必要があるといいます。私もこのことをいつも念頭に置いて研究してきました。この困難な目標の実現をめざす出発点として、女性差別が一体どのようなように作られてきたのかを見ていきますが、実はその経緯は西洋と日本ではまったく異なります。それゆえ本書では、まず西洋、

特にイングランドを中心に見た上で日本について解説し、それぞれにおいて女性の問題を解決するためのヒントを示した人物を紹介することにします。